

「36 協定未届事業場に対する相談指導事業」  
における評価項目及びその評価基準

1 選考基準

別添「提案書審査用紙」により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格点及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち下記3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方式

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合について、入札価格に対する得点配分の割合は、全体の3分の1以上となる割合とする。また、技術等の評価項目は、事業実施内容と価格と同等に評価できる項目とに区分する。

【得点配分】

総得点： 300 点

価格点： 100 点

技術点： 200 点

事業実施内容 120 点（評価項目1）

価格と同等に評価できる項目 80 点（評価項目2）

- (2) 入札価格の評価方式については、入札価格を予定価格で除した値を1から減じ、その得た値に100点を掛けて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

- (3) 技術等の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施内容及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項

目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目の得点については、項目毎に最低限の要求要件を示し、この要件を満たしていないものは0点とする。なお、必須となる項目の得点を0点とする評価者がおり、技術審査委員会においても0点とすることが妥当であると判断された場合、その応募者を不合格とする。

ウ 必須となる項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要性に応じて定める。

オ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出（小数点以下第1位を四捨五入）する。ただし、上記イにおいて不合格となった者については、技術点の算出は行わない。

(4) 「ワークライフバランス等の推進に関する指標」については、以下の評価基準により採点する。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

- ・ 1段階目（※1） 4点
- ・ 2段階目（※1） 8点
- ・ 3段階目 10点
- ・ 行動計画（※2） 2点

※1 労働時間等働き方に係る基準を満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が終了していない行動計画を策定している場合のみ）

イ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・ くるみん（旧基準） 4点
- ・ くるみん（新基準） 6点
- ・ プラチナくるみん 8点

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律

- ・ ユースエール認定 8点

(5) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。